

産業課・企画課からのお知らせ

串本を元気にする事業を募集します !!



串本町では、串本を元気にする事業に対して、次のとおり助成をします。

詳しくは、各担当課までお問い合わせください。

※ 申込多数の場合、助成金は予算の範囲内で配分となりますので、ご了承ください。

地場産業育成および 観光事業等推進資金助成事業

串本町の特性を活かし、活力ある観光のまちづくりを推進するため、地場産業と観光事業等が協力して、観光客の増加に貢献する事業に対して助成をします。

○対象

串本町内各団体（準ずる各種団体を含む）が実施する事業。

○助成金額（予算の範囲内）

申請された事業費の80%以内の額。
※ 1件あたり助成限度額は200万円。

○締切日

平成28年8月31日（水）

◇申請受付・お問い合わせ◇

串本町役場 産業課

Tel 0735-62-0557

串本まちづくり応援事業

個性的で地域をアピールするイベント、日本トルコ友好発祥の地である串本をアピールするイベント等に対して助成をします。

○対象

串本町内各団体・グループが実施する事業で、原則として3分の1以上の自己資金を持つもの。

○助成金額（予算の範囲内）

最高限度額は、原則として1件30万円。
最低限度額は、1件10万円。

○締切日

平成28年8月31日（水）

◇申請受付・お問い合わせ◇

串本町役場 企画課

Tel 0735-62-0556

和歌山県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されているみなさまへ

8月下旬から9月上旬にかけ、ジェネリック医薬品を使用した場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象にジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付します。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。



※ ジェネリック医薬品への切替えを強制するものではありません。

※ お薬によってはジェネリック医薬品への切替えができない場合もあります。かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。

◇お問い合わせ先◇

○後発医薬品利用差額通知コールセンター

Tel 0120-53-0006（通話無料）

○和歌山県後期高齢者医療広域連合

和歌山市吹上2-1-22 日赤会館9階

Tel 073-428-6688

水道課からのお知らせ

① 水道の各種手続きについて



次の手続きは、平日に水道課まで所定の様式によりお申し込み下さい。

○水道使用開始

転入および転居等で新たに水道を使用するとき

○水道使用中止

転出および転居、長期間留守にする等で水道の使用をやめるとき

※ 土・日、祝日および年末年始の休日は、受付ならびに開栓・閉栓作業は行っていません。

※ 水道使用開始の届出をせず水道を使用した場合、**無断使用**となり、町給水条例第37条の規定により過料が科されることがあります。なお無断使用・漏水調査は随時行っていますので、ご協力をお願いいたします。

※ 各種お申し込みは、平日午前8時30分から午後5時15分までです。数日の余裕をもった手続きをお願いいたします。

（お盆前後は開栓・閉栓が大変混み合いますので、できるだけお早めに届出いただきますようご協力をお願いいたします。）

平成28年
7月1日から

② 水道使用開始時・中止時に手数料が必要です

条例改正により平成28年7月1日より、下記のとおり手数料が必要となりました。

水道使用料（開始・中止）手数料

1回につき **750円**

※ 納期限までに手数料を納付されていない場合は、水道の再開栓に応じられない場合がありますのでご注意ください。

◇お問い合わせ先◇

串本町役場 水道課 料金グループ

Tel 0735-72-0082

こちらの手数料は、水道の使用開始または中止の届出後に水道料金とあわせて請求させていただきます。

住民課からのお知らせ

ナルトサワギクは特定外来生物に指定されています



ナルトサワギクは、一円玉大（直径2～2.5cm）の黄色の花を咲かせ、海辺の埋立地や河川敷、空き地、道路法面などに生育しています。繁殖力が非常に強く急速に分布を拡大しており、わが国本来の植生等に重大な悪影響を与える恐れがあります。

生息地が拡大することを防止するため、外来生物法により、生きたまま移動させる、保管するなどの行為が禁止されていますので、きれいな花だからといって絶対に持ち帰ったり、栽培

したりしないでください。

ナルトサワギクを駆除するときは、根ごと引き抜きビニール袋等に詰め、現場付近で2～3日 天日にさらして枯死させてから、可燃ごみ袋に入れて燃えるごみの日に出してください。

みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※ 特定外来生物の詳細は、環境省HPに掲載されています。

(<https://www.env.go.jp/nature/intro/>)